

## 施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現

### 1 一般就労に向けた支援の充実・強化

#### 現状と課題

#### (これまでの取組と障害者雇用の現状)

第4期東京都障害福祉計画においては、平成29年度に、①区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数 2,500人、②福祉施設における就労から一般就労への移行者数を2,140人（平成24年度実績の2倍以上）③就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とすることを目標としており、①については、平成28年度実績で1,913人、②については、1,745人、③46.6%となっています。

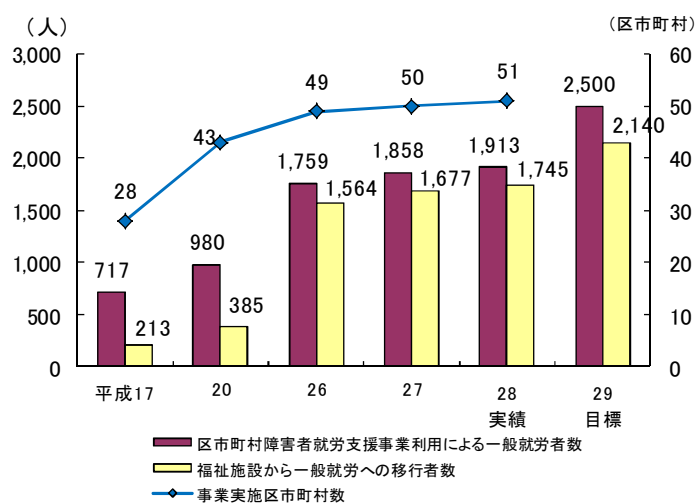
※ 福祉施設：ここでは、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所のことをいいます。

また、平成29年6月の都内民間企業の障害者実雇用率は1.88%と過去最高となりましたが、法定雇用率（2.0%）及び全国平均（1.97%）を依然として下回っています。このため、福祉施設から一般就労への移行を含め、一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、就労支援の充実・強化に引き続き取り組む必要があります。

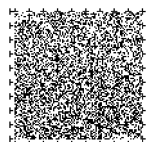
実雇用率を企業規模別にみると、1,000人以上規模の企業においては2.13%、500～999人規模の企業は1.79%、300～499人規模の企業は1.59%、100～299人規模の企業の実雇用率は1.22%、50～99人規模の企業は0.74%となっており、特に中小企業での障害者雇用が進んでいません。障害者の雇用経験やノウハウが乏しい企業においては、障害者の雇い入れや継続雇用に不安を感じている場合が多くあります。

就労移行支援事業所は、一般就労を希望する障害者に必要な訓練等の支援を行う福祉施設として、福祉施設から一般就労への移行について中心的な役割を担うことが求められています。就労移行率が30%以上（対現員）の事業所が40%以上ある一方で、就労移行率が0%の事業所も30%弱あるなど、事業所ごとの支援実績にはばらつきがあり、支援

区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数・事業実施区市町村数・福祉施設から一般就労への移行者数



(区市町村報告、「就労移行等実態調査」 東京都分集計より作成)



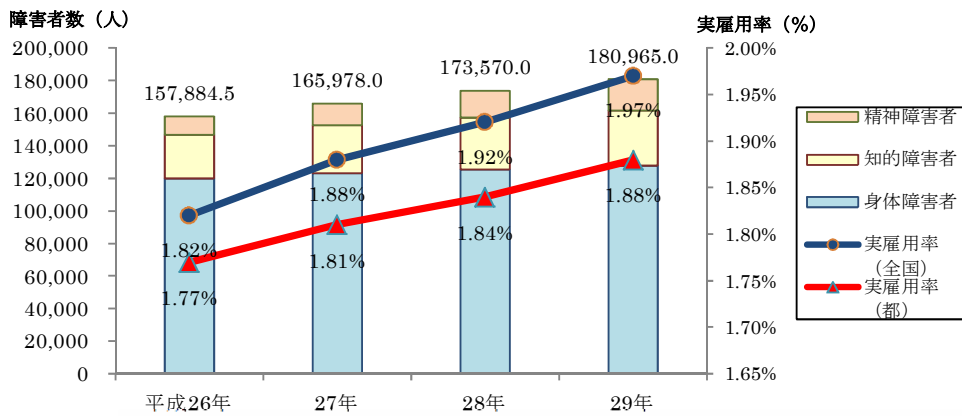
力の向上が課題となっています。

また、一般就労への移行支援だけでなく、障害者が安定して働き続けられるための、職場定着への支援の拡充・強化も必要です。障害者総合支援法の改正により、平成30年4月に就労に伴う生活面の課題に対応するため就労定着支援が新たに創設されます。具体的には、企業・自宅等への訪問や来所による連絡調整、指導・助言等を行い、一般企業等に就職した障害者の就労の継続を支援していきます。

さらに、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることから、精神障害者の就業支援の一層の充実が必要となります。

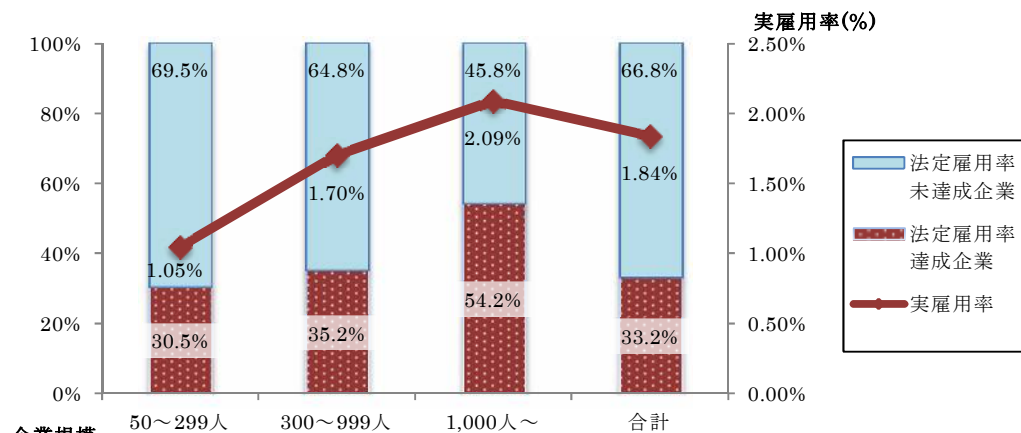
「都民ファーストでつくる東京 ～2020年に向けた実行プラン～」では、2024（平成36）年度末までに障害者雇用を4万人増加させることを目標に掲げており、その達成に向けて、これらの課題を踏まえて取り組んでいく必要があります。

都内民間企業の障害者雇用状況（各年6月1日現在）

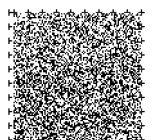


（「障害者雇用状況の集計結果」（厚生労働省）、「東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」（東京労働局）より作成）

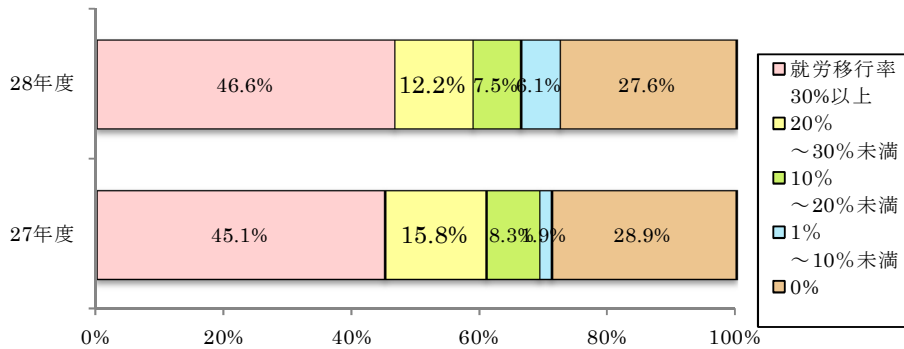
都内民間企業における企業規模別の状況（平成28年6月）



（「平成28年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」（東京労働局）より作成）



就労移行支援事業所の就労移行率ごとの事業所数の割合



※ 平成 28 年度及び平成 27 年度の 10 月 1 日現在で指定を受けている事業所に対し、それぞれ前年度実績について調査したものを。

(平成 29 年度・平成 28 年度「就労移行等実態調査」 東京都分集計)

## 取組の方向性

### (一般就労に関する成果目標)

国の基本方針に即しつつ、都の実状も踏まえて、以下のように目標値を設定します。

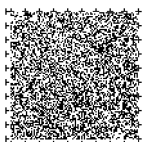
### 福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標

事項名	平成 28 年度実績	平成 32 年度末目標
区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	1,913 人	2,500 人
福祉施設から一般就労への移行者数	1,745 人	2,700 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	46.6%	50%以上
就労定着支援事業による支援開始後 1 年後の職場定着率	—	80%以上
区市町村障害者就労支援事業による支援開始後 1 年後の職場定着率	—	80%以上

### (就労支援機関による支援の充実)

障害者が、障害の特性に応じた支援を受けながら安心して一般就労にチャレンジでき、企業も障害者雇用に対する不安を解消し、円滑に雇用を開始・継続できるようにするためには、就労支援機関によるきめ細かなサポートが不可欠です。

区市町村が障害者就労支援センターを設置し、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の



支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進します。さらに、福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者雇用への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」についても、区市町村障害者就労支援センターへの配置を促進し、福祉施設の利用者が一般就労へ移行しやすい環境の整備を進めます。

就労移行支援事業所や区市町村障害者就労支援センター等の職員の支援力の向上を図るため、障害者を雇用しようとする企業と就労する障害者のマッチングに関する実践的な技術を習得するための研修のほか、職場定着支援に携わる職員の支援力を向上するための研修を実施します。

また、精神障害者が就労し、安定的に働き続けるためには、就労支援機関、企業及び医療機関の連携が重要であることから、就労移行支援事業所等に対し、医療機関との情報交換技術向上のための研修を実施するとともに、精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関、就労移行支援事業所、企業等が連携して就労支援を行うモデル事業の実施により、精神障害者の就労定着支援の充実を図ります。

#### （関係機関の連携による支援の充実）

一般就労を促進するためには関係機関・団体等が連携し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成し、具体的な取組を実施していくことが重要です。東京都は、引き続き、東京都障害者就労支援協議会を通じて、経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、医療機関、就労支援機関等と連携して、障害者雇用を推進していきます。

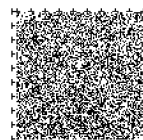
また、障害者一人ひとりの就労を支援するためには、各地域での就労支援のネットワークの形成が重要であり、都内の障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、関係機関の連携体制を踏まえた地域単位を活用して、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター等の就労支援機関、特別支援学校、地元の商工団体、医療機関等が連携して、就労や職場定着等の支援の充実を図ります。

#### （雇用の場と機会の提供）

知的障害者や精神障害者が就労経験を積む機会を提供するため、都庁における「東京チャレンジオフィス」や都立学校における「チャレンジ雇用」を推進し、一般企業への就職の実現に取り組んでいきます。また、区市町村による、障害者の就労機会の拡大の取組を支援していきます。



（東京チャレンジオフィス開所式）



### **（障害特性に応じた職業訓練）**

障害者がそれぞれの特性に応じた知識や技能を習得することで、職業的社会的自立を図れるよう、東京障害者職業能力開発校を中心に障害者職業訓練を展開していきます。

東京障害者職業能力開発校において、精神障害者・発達障害者に特化した職業訓練科目として「職域開発科」を、主に精神障害者・発達障害者を対象とした職業訓練科目として「就業支援科」を実施します。「就業支援科」の修了後は、一定の要件を満たせば「調理・清掃サービス科」「オフィスワーク科」に連続入校が可能です。また、身体障害者、精神障害者・発達障害者を対象に、専門知識や技能の習得を目指す様々な職業訓練科目を実施します。

東京障害者職業能力開発校及び他の3校（中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター）において、知的障害者を対象とした職業訓練科目として「実務作業科」を実施します。

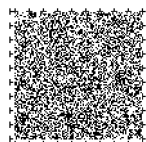
障害者が就業する上で役に立つ知識や技能を短期で習得することを目的に、企業や民間教育機関等を活用して、多様な障害者委託訓練を実施します。

### **（障害者の雇用促進に向けた企業への支援等）**

中小企業での障害者雇用を促進するため、企業内で障害者雇用の中核となる人材を育成していくほか、企業における障害者雇用の理解促進に向けた普及啓発や情報発信を強化するとともに、障害者雇用に先行して取り組む企業の事例の提供や、障害者雇用の拡大に取り組む企業への支援などを行います。

精神障害者の就業を促進するため、精神障害者を初めて雇用する中小企業に対する採用から雇用管理までの一貫した支援や助成、就業支援等を行っていきます。

障害者の職場定着が図られるよう、中小企業の個々の事業に応じて東京ジョブコーチが支援を行うほか、障害者の雇用継続を進める中小企業や正規・無期雇用での雇入れや転換とともに処遇改善に取り組む企業への助成等により障害者の職場定着を促進していきます。



## 2 福祉施設における就労支援の充実・強化

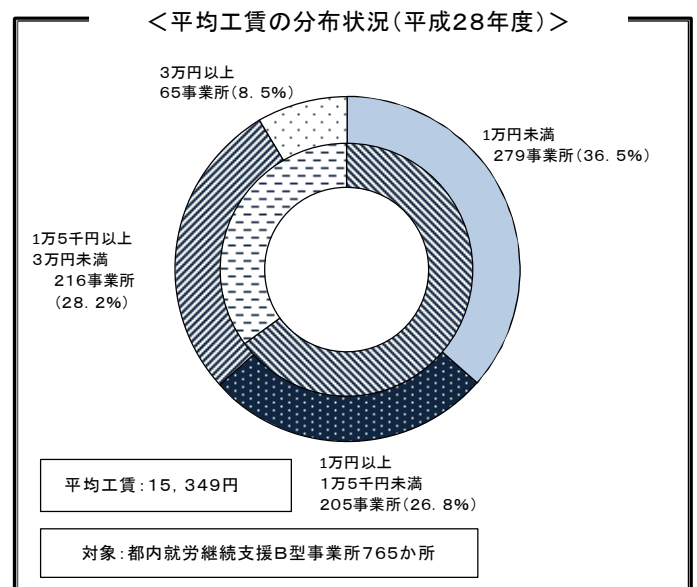
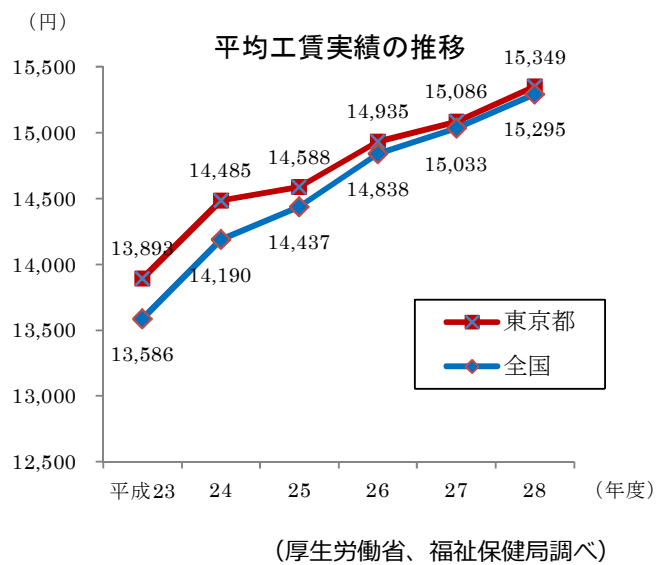
### 現状と課題

障害者がいきいきと働ける社会を実現するためには、障害者が自らの希望や力量に応じた働き方を選択できることが必要です。一般就労を希望する障害者には、できる限り企業等への就労を支援していくとともに、一般就労が困難な障害者の就労の場を確保することが必要です。

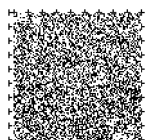
そのような企業等で働くことが困難な障害者の就労の場である就労継続支援（B型）事業所等の福祉施設において、生産活動等により得られる工賃収入は低い水準にとどまっております。福祉施設の利用者が地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが難しい状況にあります。

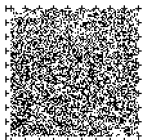
東京都では、東京都工賃向上計画（平成27年度～平成29年度）を策定し、福祉施設の工賃アップを支援してきました。平成28年度の平均工賃は15,349円となっており、各年度において工賃は上昇傾向にあるものの十分とは言えません。

また、都内就労継続支援（B型）事業所において、平均工賃に満たない事業所は497事業所あり、全体の65%を占めています。これらの事業所には工賃の底上げが求められます。また、平均工賃以上の事業所においても、利用者が地域で自立した生活を実現できるよう、販路開拓や商品開発等の支援など、更なる工賃向上を図るための支援が求められています。



(福祉保健局調べ)





## 取組の方向性

福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、新たな工賃向上計画を策定し、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。

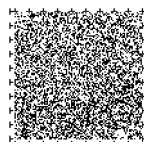
施設職員の意識改革と利用者のモチベーションアップに関する研修を実施することにより、施設内の工賃向上に向けた気運を醸成するとともに、生産性の向上を図る設備の導入を支援し、工賃向上を図ります。

区市町村が行う共同受注、共同製品開発等のネットワーク構築や、事業所への経営コンサルタントの派遣等を行う事業について、引き続き支援を行います。また、都に共同受注を推進する協議会を設置し、共同受注体制の構築や新たな民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注機会の拡大と工賃向上を図ります。

就労継続支援（A型）事業所についても、経営に関する好事例等を紹介するなどして、事業所の経営改善を支援します。

平成28年度に都内3か所で開設した福祉施設の商品を扱うトライアルショップ「KURUMIRU（くるみる）」を安定して運営することにより、就労継続支援（B型）事業所の自主製品に対する理解促進と製品販売の機会の提供を図ります。

また、東京都も自ら、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。



## コラム 福祉・トライアルショップ「KURUMIRU」



写真：KURUMIRU（都庁店）の外観

KURUMIRU は、「雑貨のセレクトショップ」をコンセプトとし、「障害がある方が作ったから」ではなく、商品そのものを「素敵だな」、「欲しいな」と感じ、他の雑貨店と肩を並べられるような店づくりをしています。

### ～ 「製品」から「商品」へ ～

どんなに優れていても欲しいと思ってくれる人がいなければ、商品として売れません。売りたいなら、需要に応える「モノづくり」を意識し、販売していく必要があります。

お客様から「かわいい」という言葉はたくさんいただけます。でも「買いたい」と思わせるのは難しく、商品に価値を見出してくれなければ、購入してもらえません。

そのため、一般の店舗と遜色のない商品を揃えられるよう、詳細な「出品基準」を設け、出品する事業所に、品質の確保はもちろん、表示等についても法令に従って対応すること、つまり「販売する側」としての意識を持った商品づくりをお願いしています。

また、事業所には、KURUMIRU への出品で学んだことを活かし、さらなる意識・意欲の向上や商品の価値の向上につなげて、KURUMIRU を通過点とし、一般市場に積極的に進出して欲しいと考えています。

### ～ 更なる「魅力発信」に向けて ～

KURUMIRU では、多くのお客様にご来店いただけるよう、季節等に応じてフェアを定期的で開催しています。店頭には、女性のお客様が多く来店し、各店舗ともにアクセサリやバッグなどが人気です。

お客様の声や、スタッフである商品アドバイザーの意見を事業所にフィードバックし、商品にちょっとした工夫を加えたり、新商品を開発することで、魅力的な店づくりにつなげていきます。

また、店舗ができたことで、企業からのノベルティ発注やイベントへの出店依頼なども多数いただいております。更に活動の場を広げていきます。

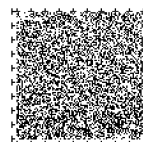
### ～ 「福祉ショップ」からの脱却 ～

就労継続支援 B 型事業所で作られた自主製品に対する理解促進と販売機会の提供を図るため、自主製品（雑貨）を販売する店舗として都内 3 カ所（都庁・丸井錦糸町店・伊勢丹立川店）に KURUMIRU は開店しました。

自主製品販売は、福祉イベントやバザーなどがありますが、一般の皆さんになかなか知られていない状況です。この課題に対し、お客様がいつでも製品に触れることができる、製品の魅力発信の拠点となるよう商業施設内にも店舗を構えています。



写真：ひなまつりを彩る商品





## 具体的施策の体系

### 施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現

#### 1 一般就労に向けた支援の充実・強化

##### (1) 就労支援機関による支援の充実

- 234 区市町村障害者就労支援事業
- 235 障害者就業・生活支援センター事業
- 236 障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修）
- 237 就労支援・定着支援等スキル向上事業
- 238 精神障害者就労定着連携促進事業

##### (2) 関係機関の連携強化

- 239 東京都障害者就労支援協議会
- (238) 精神障害者就労定着連携促進事業（再掲）

##### (3) 雇用の場と機会の提供

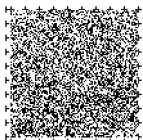
- 240 障害者雇用率3%の確保
- 241 「東京チャレンジオフィス」等の運営
- 242 障害者による地域緑化推進事業

##### (4) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供

- 243 東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施
- 244 障害者職業訓練の地域展開
- 245 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施
- 246 都庁内等での職場実習の機会の提供
- 247 精神障害者社会適応訓練事業
- 248 重度身体障害者在宅パソコン講習事業

##### (5) 雇用促進に向けた企業への支援策

- 249 総合コーディネート事業
- 250 障害者の就業促進に関する意識啓発等
- 251 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成
- 252 東京ジョブコーチ支援事業
- 253 東京都中小企業障害者雇用支援助成金
- 254 中小企業のための障害者雇用支援フェア
- 255 企業見学支援事業
- 256 障害者安定雇用奨励事業
- 257 障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の顕彰制度
- 258 障害者雇用促進支援事業
- 259 職場内障害者サポーター事業
- 260 中小企業障害者雇用応援連携事業



## 2 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 261 工賃アップセミナー事業
- 262 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業
- 263 区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築
- 264 福祉・トライアルショップの展開
- 265 経営コンサルタント派遣等事業
- 266 作業所等経営ネットワーク支援事業
- (99) 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（再掲）
- 267 就労継続支援A型事業所経営改善支援事業

